

徳監第2026号  
令和7年9月2日

徳島県知事 後藤田 正 純 殿

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 徳島県監査委員 | 鹿 | 山 | 公 | 弘 |
| 同       | 大 | 西 | 康 | 夫 |
| 同       | 福 | 山 | 正 | 啓 |
| 同       | 井 | 村 | 保 | 裕 |
| 同       | 平 | 山 | 尚 | 道 |

令和6年度徳島県内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法150条第5項の規定に基づき審査に付された令和6年度徳島県内部統制評価報告書について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

# 令和 6 年度 徳島県内部統制評価報告書審査意見書

## 1 監査等の種類

内部統制評価報告書審査

## 2 審査の対象

令和 6 年度徳島県内部統制評価報告書

## 3 審査の着眼点

監査委員による令和 6 年度徳島県内部統制評価報告書の審査は、徳島県知事が作成した内部統制評価報告書について、徳島県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備が重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査した。

## 4 審査の実施内容

令和 6 年度徳島県内部統制評価報告書について、徳島県知事から報告を受け、「徳島県監査基準」（令和 2 年 3 月 6 日徳島県監査委員告示第 1 号）に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」を踏まえ、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

## 5 審査の結果及び意見

令和 6 年度徳島県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載はおおむね相当である。

一方、令和 7 年度の定期監査において、過年度と同様の事務処理の誤りが依然として認められている。

今後は、内部統制の基本的要素に係る全庁的な取組を進めるとともに、リスク評価シートを活用した業務レベルのリスク対応策を確実に機能させることで、制度を有効に整備・運用し、リスク発現の防止・抑制とともに、さらなる業務の効率化に努められたい。